

市原市中小企業資金 融資制度の手引き

(令和5年度 金融機関用)

市原市役所 経済部 商工業振興課

目次

<u>1</u>	<u>融資対象</u>	- 3 -
<u>2</u>	<u>各資金の取扱注意事項</u>	- 3 -
<u>3</u>	<u>保証対象外</u>	- 6 -
<u>4</u>	<u>担保</u>	- 7 -
<u>5</u>	<u>融資事務</u>	- 8 -
<u>6</u>	<u>申請書類</u>	- 9 -
<u>7</u>	<u>年度末利子補給事務</u>	- 12 -
<u>8</u>	<u>条件変更</u>	- 13 -
<u>9</u>	<u>代位弁済</u>	- 13 -
<u>10</u>	<u>取扱金融機関</u>	- 13 -
<u>11</u>	<u>納税完納証明書</u>	- 14 -
<u>12</u>	<u>その他</u>	- 14 -

1 融資対象

- (1) 市内で事業を営み、市税を滞納していない中小企業者
- (2) 市内で事業上の資金を必要とする中小企業者
- (3) 千葉県信用保証協会(以下、保証協会という)の信用保証を受けられる中小企業者

2 各資金の取扱注意事項

○市原商工会議所での審査に1週間程かかるため、申請書類は余裕を持って提出すること。

○申請ごとに、「市原市制度融資申し込み書類のチェックシート」を必ず添付し、必要書類にチェックの上、提出すること。

(1) 事業資金

① 運転資金（他の運転資金も同様）

**・資金使途は、必ず「人件費」、「労務費」、「仕入れ資金」など具体的に記入すること。
（「諸経費支払い」や「長期運転資金」等は不可。詳細を明確に記入すること。）**

- ・家賃・礼金は運転資金に該当する。
- ・本店登記が市外の場合、市内に支店として登記しており、市内に事業所等を有していれば対象とする。
- ・本店登記が市外の場合、市内に新たに設備投資を行おうとする場合は対象とする。
- ・本店登記が市内であっても、事業所等が市内にない場合は対象外（設備資金も同様）とする。
- ・市外居住の個人事業者であっても、主たる事業所所在地が市内であれば運転、設備共に対象とする（確定申告書に明記されていること）。

② 設備資金（他の設備資金も共通）

- ・自己資金の割合は、保証協会の審査に委ねる。
- ・融資期間は原則、減価償却（法定償却）期間内とする。（ただし、保証協会が認めればその限りではない）
- ・敷金、保証金は設備資金に該当する。
- ・本店が市外の場合、市内の支店において設備投資（設置）することが確認できれば対象とする。
- ・**車両の購入について、車両が乗用車である場合は対象外とする**
※タクシー業・トラック等の特殊車両・商用車は対象（商用車の場合、4ナンバーを取得すること）
※装備品、付帯費用、自動車税等の諸費用は対象外。（ただし、カーナビ、ETC 装置、ドライブレコーダー、また特殊車両で事業を行うにあたり、事業内容から必要であると認められるものにあつては対象とする。）
※**車両本体見積価格のみの金額を対象とする（消費税は対象）**

(2) 設備近代化資金

- ・次のいずれかを対象とする。
 - a 市が指定する業種（規則別表参照）を営み、商業地域又は近隣商業地域において設備の設置を行おうとする者。
 - b 製造業（日本標準産業分類に定める分類による。）を営み、工業専用地域、工業地域又は準工業地域において設備の設置を行おうとする者。
- ・都市計画課において当該地域が用途地域内であることを確認すること。
- ・建造物の場合、申請前に建築指導課において確認済書を取得すること。

(3) 経営安定化資金

① セーフティネット保証対応資金

- ・中小企業信用保険法第2条第5項各号認定取得者を対象とする。
- ・指定期間内に市が認定申請を受付すれば指定期間が終了しても30日間は有効。また認定書発行後30日以内に保証を申込みば有効期間を過ぎても保証が受けられる。

② 大型店進出対策資金

- ・大型店の進出に対応して経営の合理化、近代化等を講ずる資金を必要としている者、又は大型店へ入店するための資金を必要としている者を対象とする。
- ・その他詳細については、別添「大型店進出対策資金取扱要領」を参照

③ アスベスト対策資金

- ・アスベストを使用している建物の解体等におけるアスベスト除去作業等に係る資金を必要としている者を対象とする。
- ・その他詳細については、別添「アスベスト対策資金取扱要領」を参照

(4) 小規模事業資金

- ・小規模企業者は次の各号に該当する者をいう（中小企業信用保険法第2条第3項）
 - ア 常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、5人）以下の法人及び個人であって、特定事業を行うもの
 - イ 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの又はその組合員の3分の2以上が特定事業を行う者であるもの
 - ウ 特定事業を行う企業組合であって、その事業に従事する組合員の数が20人以下のもの
 - エ 特定事業を行う協業組合であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの
 - オ 医業を主たる事業とする法人であって、常時使用する従業員の数が20人以下のもの（前各号に掲げるものを除く）

※常時使用する従業員数は、信用保証委託申込書記載の人数で判断するが、保証協会の判断に委ねる。

(5) 創業資金

・次のいずれかに該当するもの

① 市内で創業して5年未満の中小企業者

② これから市内で事業を営もうとする者で、1ヶ月以内に新たに事業を開始する具体的計画を有する者、又は2ヶ月以内に新たに会社を設立し事業を開始する具体的計画を有する者

・創業の目安は、法務局に登記（法人）又は県税事務所への開業届（個人）の有無を基準とする。

・創業資金の融資を実施した金融機関は、事業を開始したことを確認したとき、直ちに「市原市中小企業資金融資事業開始確認届出書」（第2号様式）を市に提出すること。

3 保証対象外

(1) 業種

- ① 農林漁業
- ② 風俗関連業（食事の提供を主目的としているものを除く。）
- ③ 金融、保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を除く。）
- ④ 不動産売買業（販売用など売買目的のもの）※売買目的でなければ対象
- ⑤ 娯楽業のうち風俗関連営業
- ⑥ 興信所
- ⑦ 易断所、観相業、相場案内業
- ⑧ 宗教、政治団体等

(2) 資金使途

- ① 生活資金
- ② 住宅資金（店舗兼住宅資金の場合は見積書を分けること）
- ③ 投機資金（資本金等）
- ④ 不動産購入資金（売買目的は対象外）
- ⑤ 借換資金、資金の一本化（協会が認めた場合はこの限りでない）
- ⑥ 市外店舗に対する資金
- ⑦ その他、市が利子補給及び損失補償を行うのに相応しくないと判断したもの

(3) 保証を受けられない者

- ① 保証協会において代位弁済による債務が残っている者
- ② 銀行取引停止処分を受けている者（1回目の不渡りを出して6ヶ月を経過していない者も含む。）
- ③ 会社更生、和議、会社整理など法的手続中の者
- ④ 休眠会社
- ⑤ 保証協会の保証付き融資について延滞等の債務不履行があるもの
- ⑥ 確定申告をしていない者
- ⑦ 設備資金において、融資実行前に支払いを済ませている者

4 担保

担保徴求の範囲は保証協会の要件によるものとする。

(1) 人的担保（連帯保証人）

・次の要件を満たしていること。

- ① 市区町村税の滞納の無い者
- ② 千葉県内又は隣接した都県に居住している者（法人の代表者を除く）
- ③ 保証能力（不動産又は担保）を備えた者
- ④ 完済時の年齢が70歳に達しない者（保証協会が認めればその限りではない）

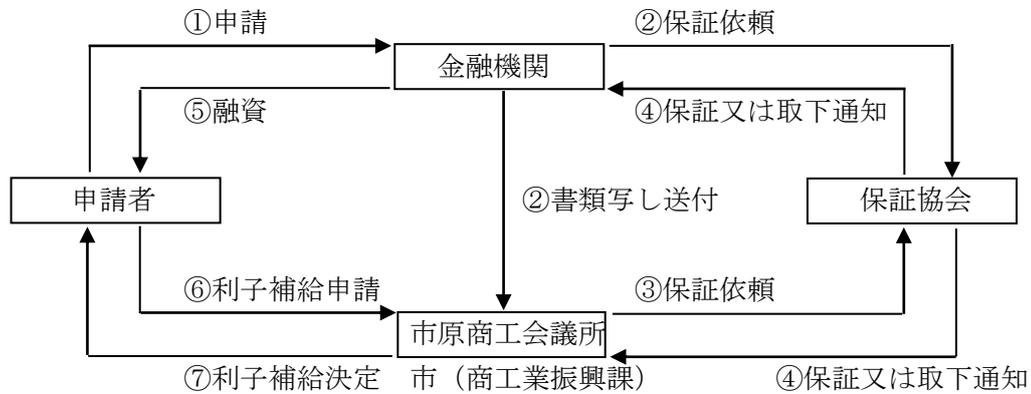
- ・法人の場合は、原則、代表者を連帯保証人とする。
- ・特別な事情がある場合を除き、法人の代表者以外の連帯保証人は徴求しません。
- ・代表者が高齢の場合は原則として後継者も連帯保証人とする（年齢に定めはないが、保証協会の審査内容など状況に応じて判断する）
- ・組合・医療法人の場合は原則として代表理事のみを連帯保証人とするが、個々の組合の実情に応じ他の理事を連帯保証人とすることがある。
- ・担保提供者は原則として物上保証人とする。
- ・法人で共同代表の場合は、連帯債務とする。
- ・事業経営者と経営名義人が異なる場合は、連帯債務とする。この場合、経営名義人を申請者とする。ただし、事業経営者が許認可を受けている場合は中小企業者の資格を有するので連帯債務の必要はない。

(2) 物的担保（不動産）

- ・対象不動産は、千葉県内及び隣接した都県の物件であること。
- ・農地、山林、原野など管理や処分の困難なものを担保とすることはできない。
- ・根抵当の場合の極度額は保証金額の120%以上であること。
- ・建築資金の場合は原則担保付とし、建物の抵当権は第1順位、土地の抵当権は第2順位以上とする。

5 融資事務

フロー図



(1) 申請から利子補給決定まで（フロー図のとおり）

- ① 申請者は、申請書類一式を金融機関に提出し、金融機関は受付する。
- ② 金融機関は、保証協会へ保証依頼すると同時に市原商工会議所へ写し（一部）を送付する（市原商工会議所の窓口へ持参または郵送）。
- ③ 市原商工会議所は、内容を精査した後、保証協会へ保証依頼する。
- ④ 保証協会は、内容を審査した後、結果を金融機関及び市（市原商工会議所）へ通知する。

※ 取下の場合は、取下理由を市原商工会議所へ連絡すること。

- ⑤ 融資実行
- ⑥ **申請者は、融資実行から10日以内に「市原市中小企業資金融資利子補給金交付申請書」（第4号様式）に償還予定表を添えて申請する**

※ 申請書に金融機関へ委任する旨が記載されている為、事務上は金融機関が提出する。

- ⑦ 市は内容を精査した後、「市原市中小企業資金融資利子補給金交付決定通知書」（第5号様式）を申請者に郵送する。

6 申請書類

(1) 申請者が金融機関へ提出する書類

提出書類 資金名及び 資金用途	事業資金		経営安定 化資金		設備 近代 化資金	小規模 事業資金		創業資金	
	運 転	設 備	運 転	設 備		運 転	設 備	運 転	設 備
市原市中小企業資金融資申込書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
信用保証委託申込書、保証人等明細、信用保証依頼書、申込人（企業）概要、個人情報の取り扱いに関する同意書	○	○	○	○	○	○	○	○	○
法人の登記事項証明書	○	○	○	○	○	○	○	△	△
残高試算表（決算後6ヶ月経過した場合）	○	○	○	○	○	○	○	△	△
決算書（法人）又は確定申告書（個人）（3期分）	○	○	○	○	○	○	○	△	△
許認可証・資格証・特許権等	○	○	○	○	○	○	○	○	○
住民票（個人事業者のみ）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
印鑑証明書（申請者及び連帯保証人）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
固定資産評価額証明書（申請者及び連帯保証人）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
納税完納証明書（申請者及び連帯保証人）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
担保物件明細書（有担保の場合）	○	○	○	○	○			○	○
動態図・公図・配置図・登記事項証明書・売買契約書等（有担保の場合）	○	○	○	○	○			○	○
受注明細書（建設業等受注業種の場合）	○	○	○	○	○	○	○		
見積書・契約書等		○		○	○		○		○
誓約書（車輛購入時の場合）		○		○	○		○		○
所有者の承諾書（賃貸物件の増改築の場合）		○		○	○		○		○
建築確認済書（写）（新築及び10㎡以上の増築）		○		○	○		○		○
宣誓書（飲食業）スナック・喫茶店等の場合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宣誓書（建設業）軽微な建設工事業者の場合）	○	○	○	○	○	○	○	○	○
宣誓書（事業を営んでいない・いなかった）								△	△
申込必要添付書類確認書								△	△
創業計画書・源泉徴収票又は課税証明書								△	△
開業・廃業等届出書	△	△	△	△	△	△	△	○	○
都市計画図					○				
中小企業信用保険法第2条第5項に基づく認定書（セーフティネット保証対応資金のみ）			○	○					
市原市中小企業資金融資事業開始確認届出書（2号様式）								○	○

△…必要に応じ提出が必要となるもの

※市へ提出する書類は市原市制度融資申込み書類のチェックシートに基づく

(2) 金融機関が市原商工会議所へ提出する書類

・誓約書以外は全て写しを提出すること

・市が必要と認めた場合、市へ提出する書類以外の書類を求めることがある

◎申請ごとに、「市原市制度融資申し込み書類のチェックシート」を必ず添付し、必要書類にチェックの上、提出すること。

・必要事項のチェックは原則役職者で融資の書類に熟知している者が行うこと。

① すべての資金に共通の提出書類

◆運転資金・設備資金共通

・市原市中小企業資金融資申請書（1号様式）

・信用保証委託申込書一式（保証人等明細を含む4枚）、個人情報取り扱いに関する同意書

・納税完納証明書

※申請から1か月以内に発行されたもの

※市外の連帯保証人や設立して間もない法人等、納税完納証明書が発行できない場合は、次のいずれかを添付すること。（疑義がある場合は問い合わせること）

a 市原市の「その他証明願（使用目的：市原市中小企業資金融資申請のため）、（証明を必要とする事項：課税がないこと）」

b 現住所の市区町村民税の滞納が無いことを証明する税証明

c 現住所の市区町村民税の納税証明書

・（法人）履歴事項全部証明書（インターネットで取得した公印のないものは除く）

・（個人事業主）最新の確定申告書1期分

※証明書は、申請から3か月以内に発行されたもの

※当該年度に複数回申請する場合は、記載内容に変更がなければ2回目以降の提出を不要とする。

・住民票又はまたは在留カードの写し等

※申請者又は連帯保証人等が外国籍の場合や、商業登記簿謄本と現住所が異なる場合等、必要に応じて提出を求める。

・法人等設立設置届出書または個人事業の開業・廃業届出書

※本店登記が市内で支店登記をしている場合や、個人事業主の住所地が他市の場合等、必要に応じて提出を求める。

・許認可証または宣誓書（建設業、飲食業）

※保証協会の許認可業種の場合、保証協会に提出したものの写し

◆設備資金のみ

- ・見積書（宛名、有効期限内、発行元会社の角印等）
- ・誓約書（車両購入時：原本提出）

※車両の購入について

a 誓約書を提出しても、車両が乗用車である場合は対象外とする

- ・タクシー業やトラック等の特殊車両や商用車は対象
- ・商用車の場合、4ナンバーを取得すること

b 装備品、付帯費用、自動車税等の諸費用は、対象外

（ただし、カーナビ、ETC装置、ドライブレコーダー、また特殊車両で事業を行うにあたり、事業内容から必要であると認められるものにあつては対象とする。）

c 対象金額は、上記記載のもの以外は車両本体見積価格のみ（消費税含む）

- ・その他、必要に応じて求めるもの

例) 物件（工事、使用、設置など）の場所がわかる公図、動態図（住宅地図）、配置図
不動産売買の場合、売買物件資料（不動産の登記簿謄本、不動産の売買契約書、重要事項説明書等）

② 設備近代化資金

- ・都市計画図等

※対象業種を営む又は営もうとするものであって、設備投資先の用途地域条件を満たしていることがわかるもの

③ 経営安定化資金の提出書類

- ・中小企業信用保険法第2条第5項各号に基づく認定書（セーフティネット保証対応資金）

④ 創業資金の提出書類

- ・創業計画書（保証協会に提出したものの写し）
- ・住民票（保証協会に提出したものの写し）
- ・事業開始届

※事業を開始したことを確認した場合、融資を実行した金融機関は、直ちに「市原市
中小企業資金融資事業開始確認届出書」（第2号様式）を市に提出すること。

7 年度末利子補給事務

(1) 対象期間

- ・年間の補給期間は1月から12月までの利息とする。

(2) 補給時期

- ・2月中に請求を受け、3月末までに補給する。

(3) 補給対象

- ・約定通り返済した者
- ・約定通り返済している途中で繰り上げ償還した者
- ・一部内入れし、約定期間を延長していない者
- ・債務者が死亡、事故等により、連帯保証人が債務を継承した場合

(4) 補給対象外

- ・代位弁済をした者
- ・元金を変更し、最終回に一括返済する者
- ・融資期間を延長した者
- ・延滞した月分(1日でも返済が遅れた場合、その月は対象外とする)
- ・延滞利息
- ・資金繰り円滑化借換保証制度において、市制度の債務を他債務と一本化した場合

(5) 事務フロー

- ① **金融機関は、翌月10日までに「市原市中小企業資金償還状況報告書」(第3号様式)を、市原商工会議所に提出し、当月分の償還状況を報告する。**

償還状況報告書について

- ・繰上完済の場合は、実収利息が確認できる取引明細票等を添付する
- ・約定以外の債務者を記入する
(例)条件変更、繰り上げ償還、延滞、代位弁済手続中、債務者名の変更など
- ・延滞が解消した債務者は、延滞が解消した月日を記入する
- ・条件変更の場合は、**8. 条件変更**の書類を添付する

- ② 市は、償還状況報告書を基に作成した「市原市中小企業資金融資利子補給金計算書」(第7号様式)を1月中旬に各支店に送付し、金額の確認依頼をする。

- ③ 金融機関は、各債務者の償還状況を確認し、取引明細票等により実収利息金額及び利子補給金額を算出し、市へ送付する。

※繰上返済や条件変更等により金額に相違がある場合は、取引明細票など算出根拠となる資料を添付する。

※法人成り等で名称が異なる場合、訂正のうえ根拠書類を添付する。

※1月繰上完済等により戻し利息が生じた場合、12月分の利子補給金額に影響するた

め注意すること。

※計算書への記載が漏れている対象者がいる場合は、空欄に記載すること。その際、融資金額、融資期間等の取引内容がわかる資料を添付すること。

- ④ 市は、各支店から送付された上記の計算書をもとに金額の相違があるものを担当者と確認した上で、修正した計算書、及び「市原市中小企業資金融資利子補給金交付請求書」（第6号様式）の雛形を2月中旬に各店舗へ送付する。
- ⑤ 金融機関は、再度、計算書の実収利息金額及び利子補給金額を確認し、請求書と併せて2月末迄に市へ送付する（請求日は鉛筆書き）
- ⑥ 市は、請求書に基づき、3月末までに補給する。

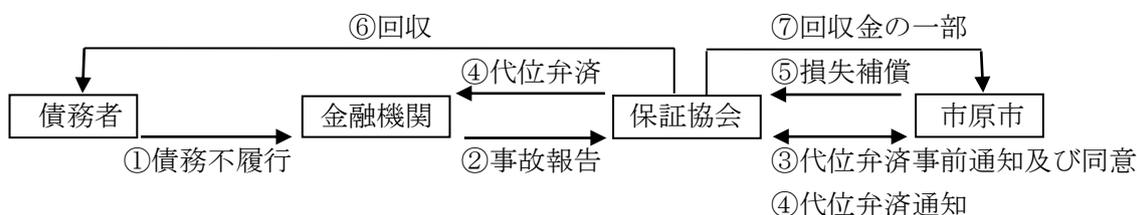
8 条件変更

(1) 条件変更した場合は以下の書類の写しを市原商工会議所へ必ず提出すること。

- ・保証条件変更申込書（両面）
- ・変更保証書
- ・新たな返済予定表

9 代位弁済

(1) フロー図



(2) 事務フロー

- ・代位弁済の兆候があった場合、市に報告すること。
- ・代位弁済申請をした金融機関は、市へ代位弁済に至る経過及び理由を書面で報告すること。

※様式を送付するため市へ連絡すること

10 取扱金融機関

(1) 融資取扱金融機関

(千葉銀行)	五井	八幡	姉崎	牛久	鎌取	大多喜
(千葉興業銀行)	五井	国分寺台	辰巳台			
(京葉銀行)	五井	八幡	姉崎	国分寺台	ちはら台	蘇我 木更津
(千葉信用金庫)	五井	八幡	姉崎	牛久	国分寺台	青柳 誉田
(館山信用金庫)	若宮	市原				
(君津信用組合)	五井	八幡	袖ヶ浦			

※上記6つの金融機関については、市外の店舗についても取扱いを可能とする。

◆取扱いにあたっては、各金融機関の貸付上限額を超えないよう各金融機関内で連絡調整を図ることとし、取扱う場合は、申請から利子補給に係る一連の事務手続について、事前に商工業振興課より説明を受けること。

※また、金融機関の統廃合や株式会社整理回収機構への債権の譲渡などにより、取扱い金融機関が変更となる場合がある。

1 1 納税完納証明書

- (1) 市原市の納税完納証明書が取得できない場合
 - ① 市外の連帯保証人や設立して間もない法人等、納税完納証明書が発行できない場合は、次のいずれかを添付すること（疑義がある場合は問い合わせること）。
 - a 市原市の「その他証明願（使用目的：市原市中小企業資金融資申請のため）、（証明を必要とする事項：課税がないこと）」
 - b 現住所の市区町村民税の滞納が無いことを証明する税証明
 - c 現住所の市区町村民税の納税証明書
- (2) 納税直後の証明書の取得について
 - ① 銀行引き落とし
 - ・金融機関の事務都合上、市が納税確認できるまで10日間ほど時間を要することに留意。
 - ・納税完納証明書の取得には、引き落とし日、金額などが確認できる通帳を市の市民課又は支所に持参する必要がある。
 - ② 納付書払い
 - ・納税完納証明書の取得には、領収書を市の市民課又は支所に持参する必要がある。

1 2 その他

- (1) 市原市の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業を修了し、市から交付された証明書の写しを添付した場合、創業の6か月前から創業資金を利用できる。
(証明書の発行場所：商工業振興課 TEL0436-23-9870)
- (2) いちはらスマイルカンパニー（市原市障がい者雇用促進事業所）の確認書を添付した場合、事業資金及び小規模事業資金の利子補給率を上乗せする。
(確認書の発行場所：障がい者支援課 TEL0436-23-9815)
- (3) その他、融資を受けるための資格や要件等に疑義がある場合は、市原商工会議所に問い合わせること。